

〈労農記者クラブ扱い〉

羽曳野労働基準監督署発表  
令和8年7月3日

報道関係者 各位

令和8年7月3日

【照会先】

羽曳野労働基準監督署

副 署 長 丸本 誠

○ 第二方面主任監督官 柏 克幸

電話

072-942-4626

072-956-7162 (17時15分以降)

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

- ①資格を有しない労働者に解体用つかみ機の運転業務に就かせた疑い
- ②同機械の接触危険箇所に立入禁止措置を講じなかった疑い

令和8年7月3日、羽曳野労働基準監督署（署長 おおと たかし 大戸 孝司）は、有限会社三協衛生及び同社取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

### 1 被疑者

- (1) 有限会社三協衛生（以下「被疑会社」という。）  
所在地：大阪市住之江区柴谷  
事業内容：産業廃棄物処理業
- (2) 同社取締役A（以下「被疑者A」という。）

### 2 違反条反等

被疑会社、被疑者Aともに

労働安全衛生法違反

同法第61条第1項

労働安全衛生法施行令第20条第12号

労働安全衛生規則第41条

同法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第158条第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

### 3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者ですが、令和8年4月25日、

- (1) 産業廃棄物処理業務を行わせるに当たり、労働者Bに、機体重量が3トン以上の解体用つかみ機の運転業務に就かせた疑いがあるものです。
- (2) 労働者Bに、解体用つかみ機を用いて、産業廃棄物処理業務を行わせるに当たり、運転中の解体用つかみ機に接触することにより危険が生ずるおそれがあるにもかかわらず、誘導者を配置する等の措置を行わず、労働者Cを立ち入らせた疑いがあるものです。

### 4 参考事項

- (1) 令和8年4月25日、労働者Bが、機体重量が3トン以上の解体用つかみ機の運転業務を行っていたところ、同解体用つかみ機に労働者Cが激突され、負傷する災害が発生しています。
- (2) 労働安全衛生法では、機体重量が3トン以上の解体用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務については、技能講習の修了等法令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないと定められています。が、解体用つかみ機を運転していた労働者Bは、法定の資格を有していませんでした。
- (3) 適用法条文等は別紙のとおり。

## 適用法条文等

## 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二～三 (略)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

- 2 (略)

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項(同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(略)の規定に違反した者
- 二～四 (略)

(両罰)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生法施行令

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。  
一～十一、十三～十六 (略)

十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

## 労働安全衛生規則

(就業制限についての資格)

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三(第四十一条関係) (該当業務以外略)

令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務

- 一 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者
- 二 建設業法施行令第三十七条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。)
- 三 その他厚生労働大臣が定める者

(接触の防止)

第一百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

- 2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。